

ぞいひける、己がふやしたる身帯も、己がものとは思はずして、皆主の家の有とのみおもへり、享保十五年十二月、其忠義を賞して、米をこぼく賜ける、

〔近世崎人傳〕木揚利兵衛

江戸に、日雇を業とする利兵衛といへるものあり、此わざを、俗に木揚といへば、即稱とす、幼年のとき、つかへし主の家、衰はて、九旬計の老婆、頼むよすがもなく成たるをはぐくむに、わが他に、行たる間、妻が仕ふることの、疎ならんをうたがひて、明れば背に負て、わが行所へ伴ひ、其日の事業をなす傍に、物を敷てする置わが喰ものをわけてもてなす、其外委しきことをば、えらねども、此一事をもて、はかるべし、されば官にきこえて、大に賞し給ひ、賜有けり、享保年間のことにて、世にひろく稱へたれば、京にても、是が姿を繪にかき、事状をもあらくしるして、木揚利兵衛仁義禮智信と呼はりて、賣しが、をかしかりしと、その時をしる人かたりぬ、

〔近世崎人傳〕駿府義奴

駿府客舎石垣甚兵衛といへるもの、僕八介十一歳より此家に來り仕へしが、十五になりける年、家衰ぬれば、奴婢皆暇を出せしに、八介は年まだ幼しといへども、貧困を見捨て、他へ行べきにあらず、且二君に仕ふる志なしとて、是より晝夜をいはず、寒暑をさけず、或は山賤の業をなし、又賃雇の役にわしり、唯錢を得るの多きを喜びて、辛勞をいとはず、○中略伊勢參詣の供にやとはれ、其賃銀と路費をかねて、金壹片を得、是を前日主に與へて、己は一錢もたくはへず、晝は重荷を、持ながら物を喰はず、夜はひそかに旅舎にかたらひて、價を出さず宿り、人々の餘飯を喰ひて、過せしなど、其外唯主の歡をみるを樂しみて、身を省ざる有さま、又類有がたし、且敬を盡せるも、亦人がらには似ずとぞ、寶曆五乙亥、秋府尹松前氏は、是を召し、佯怒て、其主甚兵衛が罪を算へて、かゝる無頼の者に志を盡すことはいかにと責はて、是に、こめんとまで、試給ふを、八介、主の罪はい